

官製談合防止法違反と公契約
関係競売入札妨害罪容疑によ
る職員逮捕の概要及び再発防
止策等にかかる報告書

令和3年3月

沼田市入札制度検討委員会

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 2 事件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 3 事件発覚後の経過及び市の対応・・・・・・・・ P 2～3

- 4 沼田市官製談合防止法違反と公契約関係競売入札・・・・・・・・ P 4
妨害事件等の課題の検討について

- 5 再発防止策の検討について・・・・・・・・ P 5～6

- 6 参考資料
 - ・起工から入札契約までの流れ・・・・・・・・資料 1
 - ・入札契約時の事務手引き・・・・・・・・資料 2
 - ・起工から入札契約までの案件情報管理新旧対照表・・資料 3
 - ・最低制限価格の算定方法・・・・・・・・資料 4
 - ・談合情報対応マニュアル・・・・・・・・資料 5
 - ・沼田市入札監視委員会設置要綱・・・・資料 6
 - ・沼田市入札監視委員会運営要領・・・・資料 7
 - ・沼田市入札調査委員会設置規程・・・・資料 8

1 はじめに

令和2年11月21日、本市発注の水道工事の入札に際して予定価格及び最低制限価格を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」）違反並びに公契約関係競売入札妨害罪の容疑で職員が逮捕され、更に令和2年12月11日、令和元年度発注の汚水管理設工事の入札において、予定価格を漏らしたとして再逮捕される不祥事が発生しました。

公務員は、市民の全体の奉仕者として法令等を遵守し、市民の模範となるべき立場にあり、また、管理職職員として、その占める職責の度合いが高い立場にありながら逮捕されたことは、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させることになりました。

このような事件を二度と起こさないために、本市では「入札制度検討委員会」において、原因の究明と再発防止策を検討するとともに、有識者等で構成する第三者委員会「沼田市入札監視委員会」を発足し再発防止に努めていく所存であります。

今後は、職員一人ひとりが更なるコンプライアンスを徹底し、再発防止策に基づく取り組みを進め、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、市民の信頼を回復できるよう努めてまいります。

2 事件の概要

本市発注の水道工事及び汚水管理設工事の入札に際して予定価格及び最低制限価格を漏らしたなどとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで総務部契約検査課長見城正一が逮捕されたものである。

1 令和2年度 白沢簡易水道送水管布設替工事に係る公訴事実の概要

令和2年10月15日執行の白沢簡易水道送水管布設替工事の一般競争入札において、その職務に反し有限会社佐藤建設工業取締役佐藤隆に対し、秘密情報である予定価格及び最低制限価格を教示し最低制限価格と同額で落札させ、公正な入札を妨害した。

2 令和元年度 農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管理設工事に係る公訴事実の概要

令和元年8月2日執行の農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管理設工事の指名競争入札において、その職務に反し有限会社佐藤建設工業取締役佐藤隆に対し、秘密情報である予定価格を教示し、予定価格に近い金額で落札させ、公正な入札を妨害した。

3 事件発覚後の経過及び市の対応

令和2年11月21日	「白沢簡易水道送水管布設替工事」に係る官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
令和2年11月22日 〃	群馬県警による市役所への家宅捜索・関係書類押収 記者会見（市長、副市長、総務部長）
令和2年11月24日	市長より全職員へ綱紀粛正の通達
令和2年11月25日 〃	市議会議員全員協議会において事件概要等説明 県警捜査2課による関係職員への聞き取り調査開始
令和2年11月30日	第2回入札制度検討委員会開催 「業者の指名停止措置・入札制度の検証・再発防止策の検討」
令和2年12月1日 〃	（有）佐藤建設工業を指名停止（24箇月） （有）佐藤建設工業を上下水道指定工事店より除外
令和2年12月2日	弁護士へ既決契約事項等の相談（契約検査課）
令和2年12月7日	（有）佐藤建設工業との協議により白沢簡易水道送水管布設替工事の既決契約を解除
令和2年12月11日 〃	官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で起訴 令和元年度施工の「農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管理設工事」に係る官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕
令和2年12月12日	県警2課による市役所への再家宅捜索・関係書類押収（汚水管理設工事）
令和2年12月14日	関係する職員への捜査協力を開始（聞き取り調査）
令和2年12月15日	地方公務員法第28条第2項第2号の規程により、契約検査課長を分限休職処分
令和2年12月18日	第3回入札制度検討委員会開催 「入札制度の検証・再発防止策及び第三者委員会設置の検討」
令和2年12月25日	官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で追起訴
令和3年1月4日	契約検査課長と面談（市長・副市長・総務部長・都市建設部長・総務課長・契約検査課職員）

- 令和3年 1月 8日 第4回入札制度検討委員会開催
「入札制度、再発防止策及び第三者委員会設置の検討」
- 令和3年 1月14日 本市職員の懲戒処分
契約検査課長を免職処分
総務部長を減給処分（1か月 1/10）
市長より全職員へ綱紀粛正の訓示
- 令和3年 1月22日 令和3年第1回沼田市議会臨時会
沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正
市長の給与を3/10 2か月減額
副市長の給与を2/10 2か月減額
- 令和3年 2月 9日 「白沢簡易水道送水管布設替工事」及び「農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管理設工事」に係る官製談合防止法違反等による初公判
- 令和3年 2月17日 第5回入札制度検討委員会開催
「入札制度・再発防止策、第三者委員会の設置及び談合マニュアル改訂、報告書」
- 令和3年 3月12日 入札制度検証会議開催
「入札制度・再発防止策、第三者委員会の設置及び談合マニュアル改訂、報告書、入札監視委員会等」
- 令和3年 3月15日 「白沢簡易水道送水管布設替工事」及び「農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管理設工事」に係る官製談合防止法違反等による第2回公判（結審）
求刑 懲役1年6ヶ月
判決予定は 4月16日（金）

4 沼田市官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害事件等の課題の検討について

入札制度検討委員会にて、今回の事件の経過を検証するとともに、入札・契約制度に係る改善等の再発防止策について検討。

1 事件発生の要因や問題点について

今回の事件が発生した要因は、公務員としての倫理意識の欠如のみならず、事件の発生を未然に防ぐ事ができなかった組織や業務体制、入札制度の運用にも一部問題があり、事件発生の要因として次の点が考えられる。

① 服務規律や公務員倫理に関する意識について

今回の事件の大きな原因は、事件を起こした職員の倫理意識の欠如と服務規律に関する認識不足であると考えられる。職員が入札情報を漏洩したことは、全体の奉仕者たる公務員にとって、自らの立場を利用し特定の業者に便宜を図り、公平・公正を著しく損なわせ、市民に対して信用失墜させるものである。

これまでも、通達等により職員の綱紀肅正等服務規律の厳守について注意喚起を行ってきたところであるが、不正行為等に関する相談先や、職員の不正行為防止に関する啓発などが不足していたものと考えられる。

② 業務体制について

業者との関わり方については、個人対応（1人）にて個人の携帯を使用し業務連絡を行っていたこと、また組織内では情報共有が徹底されていなかったため、組織的な対応が不十分であり、業者からの働きかけ及び情報提供要求があった場合に対する適切な対応ができなかった。

③ 入札関係書類の保管及びデータ等の取り扱いについて

入札に関する書類は、ロッカーに保管していたが、無施錠であったため、担当職員以外の職員でも閲覧可能な状態であった

入札に係る各種資料は、パソコン内において基幹となるデータファイルに様々なファイルを連結して相互にデータのやりとりをしながら、入札関係書類の作成を行っている。

この入札に関するデータファイルは、契約検査課職員であれば操作や閲覧が可能となるため、入札情報等の流出のリスクがある現状にあり、データファイルのセキュリティが不十分であったと考えられる。

④ 入札制度等について

今までの入札業務は、業者選定の公平・公正な選定等に主眼が置かれ、運用されてきたが、入札結果についての調査・検証する体制が整っていなかったと考えられる。現状では、民間業者の設計積算能力や積算システムの精度が向上したことにより、工種によっては最低制限価格と同額で積算することも可能な状況が生まれている。このため、入札価格が最低制限価格と同額であっても、疑念を持つことなく民間業者の調査研究の努力の結果と捉え、最低制限価格による落札に対しては内部的な工事内訳書の確認作業止まりであり、十分な検証は行ってこなかった。

⑤ 指名競争入札について

今回の事件において、予定価格、最低制限価格などを聞き出し、参加業者が分かったときは、働きかけをした事実が判明したことから、指名競争入札についても検討を要する。

5 再発防止策の検討について

再発防止策としては、市民から信頼される職場や職員を目指すことが重要であり、組織をあげ一人一人の職員が服務規律やコンプライアンス意識を向上させていくことが必要である。それに加えて、個人の自助努力に依存するのではなく、入札制度を見直し、不正防止効果の高いシステムを構築していくことが必要である。

1 服務規律やコンプライアンスについて

職員の倫理意識の向上と服務規律の再確認、コンプライアンスの徹底が必要であることから、全職員を対象とした公務員としての倫理研修を実施する。

- ・コンプライアンス研修
- ・不当要求等対応研修
- ・公正取引委員会などの第三者機関による研修

2 業務執行体制について

- ・業者に対し複数での対応をおこなう。（2人体制）
- ・業務用携帯電話を導入し業者の連絡等に活用する。
- ・業務報告等の徹底を図る。（報告・連絡・相談）

3 談合防止マニュアルの改訂（官製談合に関する事項の追加）

本市発注工事に関し、官製談合防止法違反等の疑いにより職員が逮捕、起訴されたことを踏まえ、談合防止マニュアルを改訂し契約事務の公正と事業の円滑な推進を確保する。

4 入札に係る書類の取り扱いと保管方法について

入札における予定価格及び最低制限価格等の秘密情報を取り扱うにあたり、保管場所のロッカーは施錠し、他者が閲覧できないように契約係長が厳重に管理するものとする。

5 入札制度の変更

入札における工事に関しては、今回の事件において予定価格、最低制限価格などを聞き出し、参加業者に働きかけをした事実が判明したことから、原則として一般競争入札方式に変更するとともに、業者から設計者への接触等を防ぐため予定価格を事前に公表することとする。ただし、業務委託等については、原則として指名競争入札方式を採用するものとする。

また、最低制限価格についても算出方法を見直すこととし、中央公契約モデルを元に算出した最低制限価格基礎額に電子計算機により自動的に算出されるランダム係数（乱数）による補正を加える方式に変更する。情報漏洩リスクを最小限にとどめるため、最低制限価格を算出する契約検査課職員は、入札事務担当の契約係長のみとし、情報操作を防ぐため補助者1名の立ち会いのもと最低制限価格を決定し、その他の契約検査課職員が操作や閲覧ができないよう、情報セキュリティの確保を図るものとする。

6 疑わしい入札があった場合の取扱いについて

入札時における最低制限価格と同額や2万円以内の近似価格に2回連続した同業者がいる場合など、落札者の決定を保留し契約検査課職員による内訳書の精査、入札業者への聞き取り等の検証を行ったうえで、不正がないと認められた場合に落札者を決定する。更に、「沼田市入札監視委員会」に結果を報告し検証を行う。

7 「沼田市入札監視委員会」の設置について

入札及び契約に関する諸手続を公平で中立な立場から、入札結果を監視するだけでなく、適正な入札執行の検証と入札制度の改善にかかる助言をできる組織として外部の有識者で構成する「沼田市入札監視委員会」を設置する。

① 委員

学識経験者等（弁護士・代表監査委員・学識経験者等）

② 所掌事務

ア 入札・契約の運用状況等についての報告を受けること。

イ 委員会が抽出、指定した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯、随意契約の見積依頼の相手方の決定経緯等について審議を行う。

ウ 上記の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で意見の具申を行う。

エ 上記のほか、以下の条件があった場合には臨時会を開催する。

- ・談合情報が寄せられたとき。
- ・最低制限価格に近い落札が同業者で2回以上続いたとき。
- ・高落札率が2回続いたとき。

③ 対象となる工事等

ア 130万円を超える建設工事。

イ 50万円を超える測量、建設コンサルタント業務。

ウ 80万円を超える物品の購入及び製造並びに役務の提供

8 随意契約について

市が発注及び契約する全ての工事等（物品役務を含む。）の随意契約に対し、談合防止の観点から入札制度の変更事項に準じて執行するものとする。

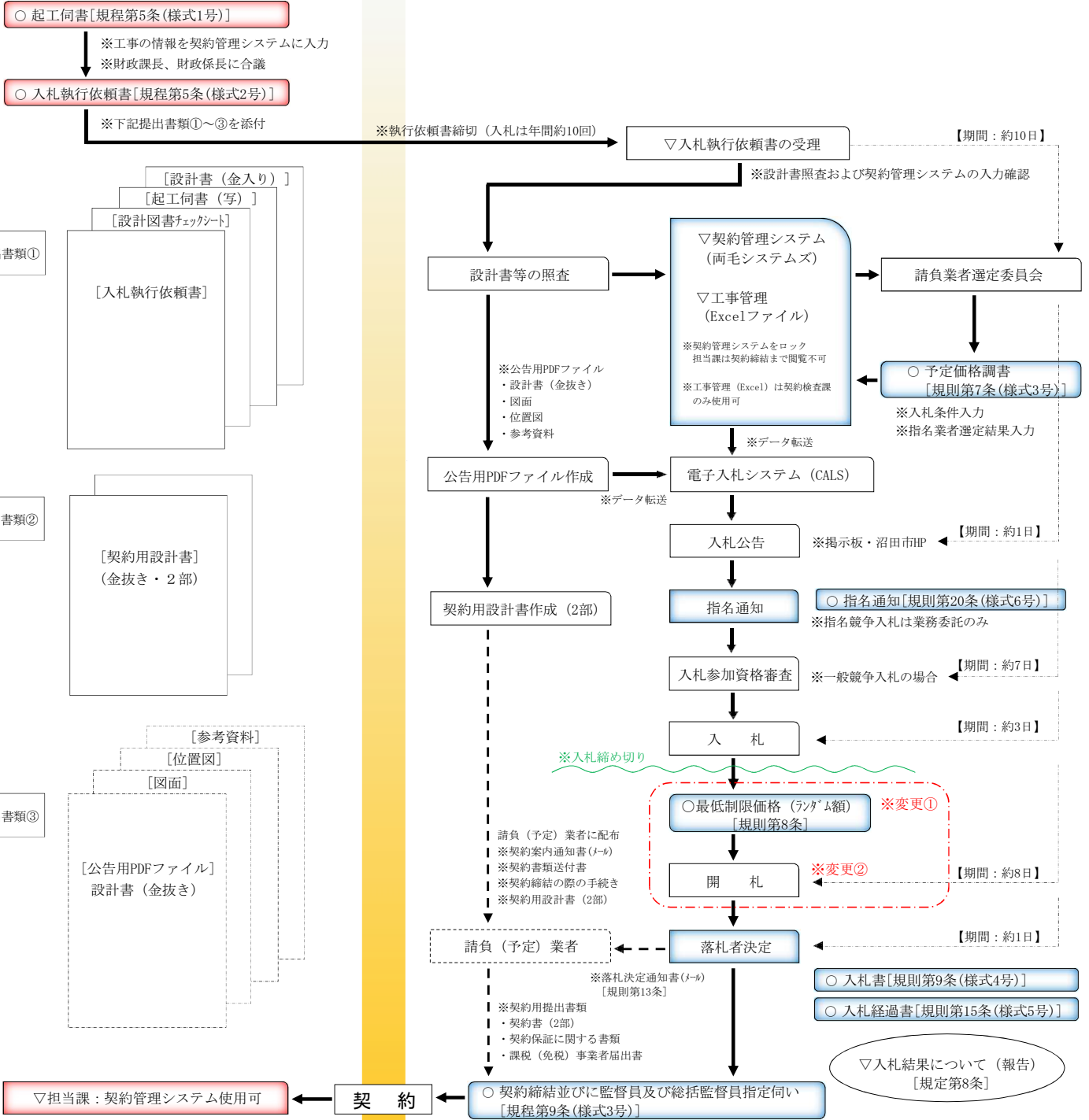
起工から入札契約までのながれ

(建設コンサルタントの業務委託・役務も工事に準じる)

工事担当課

契約検査課

起工



着工

完成

検査

引き渡し

代金支払

- ※変更①**
 - 最低制限価格 (ランダム額) は、開札日当日、入札書および内訳書を電子入札システムからDLする前に契約係長が算出し設定する。
 - 価格を知り得る職員を限定する。(契約係長)
 - 契約検査課職員が操作や閲覧ができないように、情報セキュリティを確保する。
- ※変更②**
 - 最低制限価格 (ランダム額) と同額あるいは最低制限価格から10,000円未満を切り捨てた額と同額の入札及び近似価格が2回続いた場合は、入札を保留とし調査を行う。
- ※変更③**
 - 随意契約についても同様とする。(工事130万円以上、コンサル50万円以上、物品80万円以上)

入札契約時の事務手引き (改訂)

資料 2

令和 3年 4月 1日

発注項目	工 事 [土木工事, 建築関係工事など]		業 務 委 託				備 考
			建設コンサル [例: 土木設計, 建築設計など]	工事に準じて行う役務等 [例: 草刈り, 施設管理など]	樹木管理 [例: 樹木伐採・剪定など]		
入札方式	一般競争入札	随意契約 ※特命随契を除く	指名競争入札	随意契約 ※特命随契を除く	一般競争入札	一般競争入札	※工事の場合は130万円以上を原則「一般競争入札」とする ※随意契約は原則、一般・指名競争入札の事務手引きに準じる ※特命随契とは、入札を行わずに任意で決定した相手と契約すること
入札方法	ぐんま電子入札共同システム(電子入札)	見積合わせ	ぐんま電子入札共同システム(電子入札)	見積合わせ	ぐんま電子入札共同システム(電子入札)	ぐんま電子入札共同システム(電子入札)	
入札回数	1回	1回	1回	1回	2回	2回	
予定価格	事前公表	事前公表	事前公表	事前公表	非公表	非公表	
最低制限価格【対象金額】	事後公表(ランダム額) 【設計金額130万円以上対象】 【解体工事は対象外】	事後公表(ランダム額) 【設計金額130万円以上対象】 【解体工事は対象外】	事後公表(ランダム額) 【設計金額1,000万円以上対象】	事後公表(ランダム額) 【設計金額1,000万円以上対象】	なし	なし	別紙「最低制限価格のイメージ」を参照
入札保証金	免除	免除	免除	免除	免除	免除	
契約保証金	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	(請負金額200万円以上) 契約金額の1/10以上	「工事請負契約等における契約の保証に関する取扱い」を参照
前払金	有り (請負金額200万円以上) 契約金額の4/10以内 【中間前払金適用あり】	有り (請負金額200万円以上) 契約金額の4/10以内 【中間前払金適用あり】	有り (請負金額200万円以上) 契約金額の3/10以内	有り (請負金額200万円以上) 契約金額の3/10以内	なし	なし	別紙「中間前払金払制度について」を参照
部分払	有り (1~3回)	有り (1~3回)	なし (部分引渡し)	なし (部分引渡し)	有り (必要に応じ)	有り (出来高に対し1回)	【部分払が有りの場合】 1,000万円未満 = 1回 1,000万円以上 1億円未満 = 2回 1億円以上 = 3回
入札金額	万円単位	千円単位	万円単位	千円単位	万円単位	万円単位	原則入札金額は万円単位、随意契約の見積金額は千円単位としますが、それによらない場合も有効とします。
入札金額積算内訳書	提出必要	提出不要	提出必要	提出不要	提出不要	提出不要	
建設リサイクル法	該当あり (1~4号)	該当あり (1~4号)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	「建設リサイクル法に関する工事実施手引き」を参照

起工から入札契約までの案件情報管理
新旧対照表

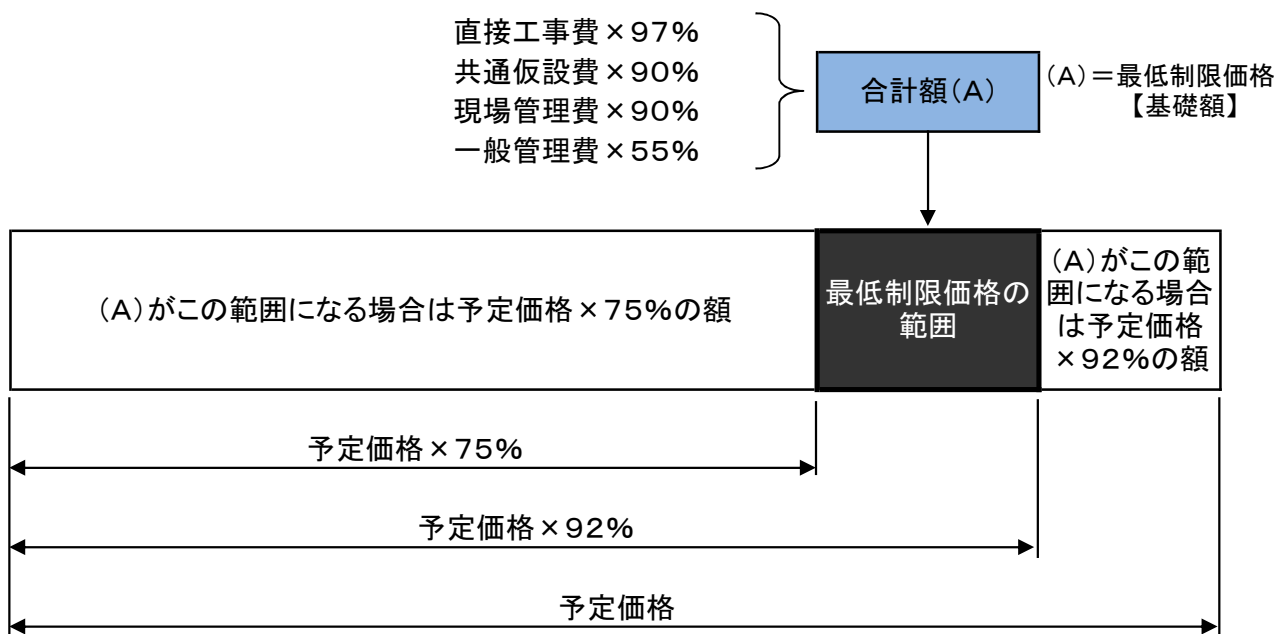
資料 3

【情報閲覧可能職員】 【工事事務】	改正後									現行								
	市 長	副 市 長	総 務 部 長	契 約 検 査 課 長	契 約 係 長	検 査 係 長	契 約 検 査 課 係 員	発 注 担 当 部 長	発 注 担 当 課 員	市 長	副 市 長	総 務 部 長	契 約 検 査 課 長	契 約 係 長	検 査 係 長	契 約 検 査 課 係 員	発 注 担 当 部 長	発 注 担 当 課 員
① 起工伺書 [規程第5条]	○	○	○					○	○	○	○	○					○	○
② 入札執行依頼書 [規程第5条]				○	○	○	○						○	○	○	○		
③ 設計書等の照査				○	○	○	○						○	○	○	○		
④ 契約管理システム				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑤ 工事管理 (Excel)				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑥ 予定価格調書		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
⑦ 最低制限価格 [規程第8条]					○					○	○	○	○	○	○	○		
⑧ 入札公告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 入札参加者資格審査				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑩ 入札				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑪ 開札				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑫ 請負 (予定) 業者決定				○	○	○	○						○	○	○	○		
⑬ 契約締結並びに監督員及び 総括監督員指定伺い [規程第9条]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※上記○印は工事事務を執行する上で、案件情報を知り得る状態にある職員

※改正後は最低制限価格 (ランダム額) の算出は契約係長が行い、価格を知り得る職員を限定する。

建設工事最低制限価格【基礎額】のイメージ（令和3年3月まで）



※予定価格及び最低制限価格(基礎額)は消費税相当額を除いたイメージである。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年6月26日 採択
 平成31年3月28日 最終改正

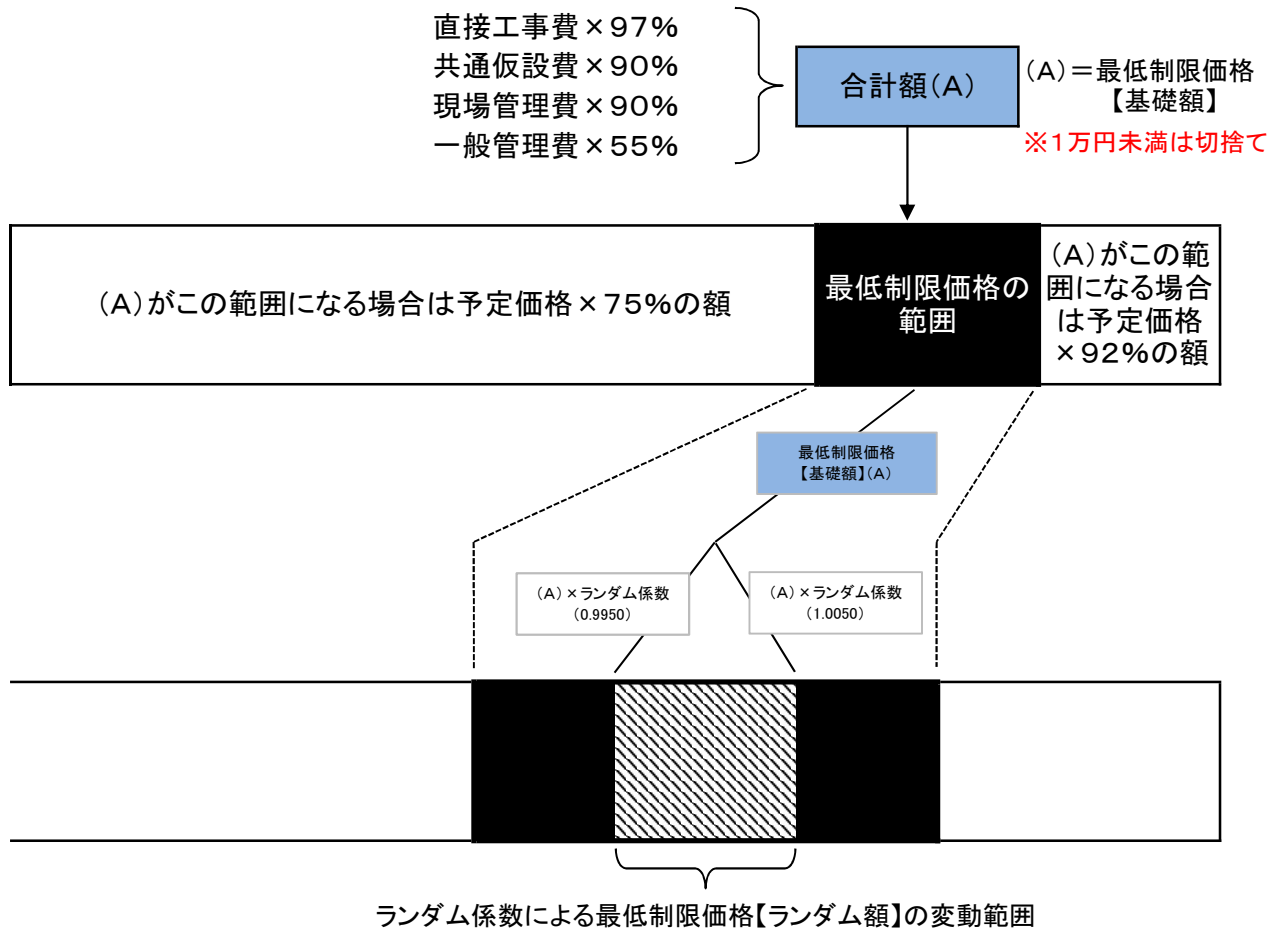
工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額。

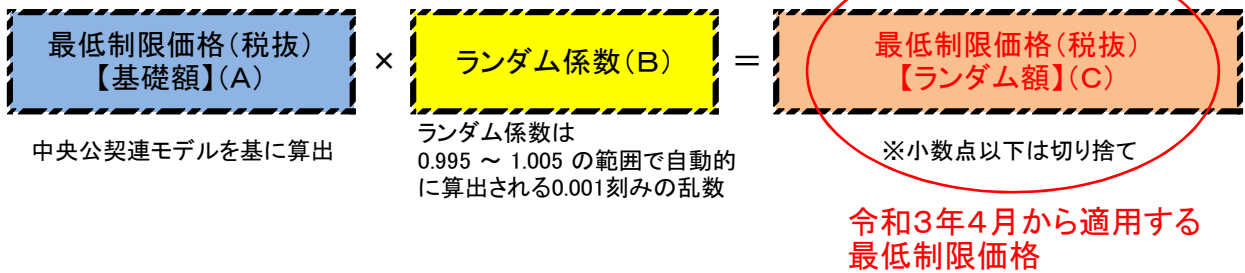
- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

建設工事最低制限価格【ランダム額】のイメージ (令和3年4月より適用)

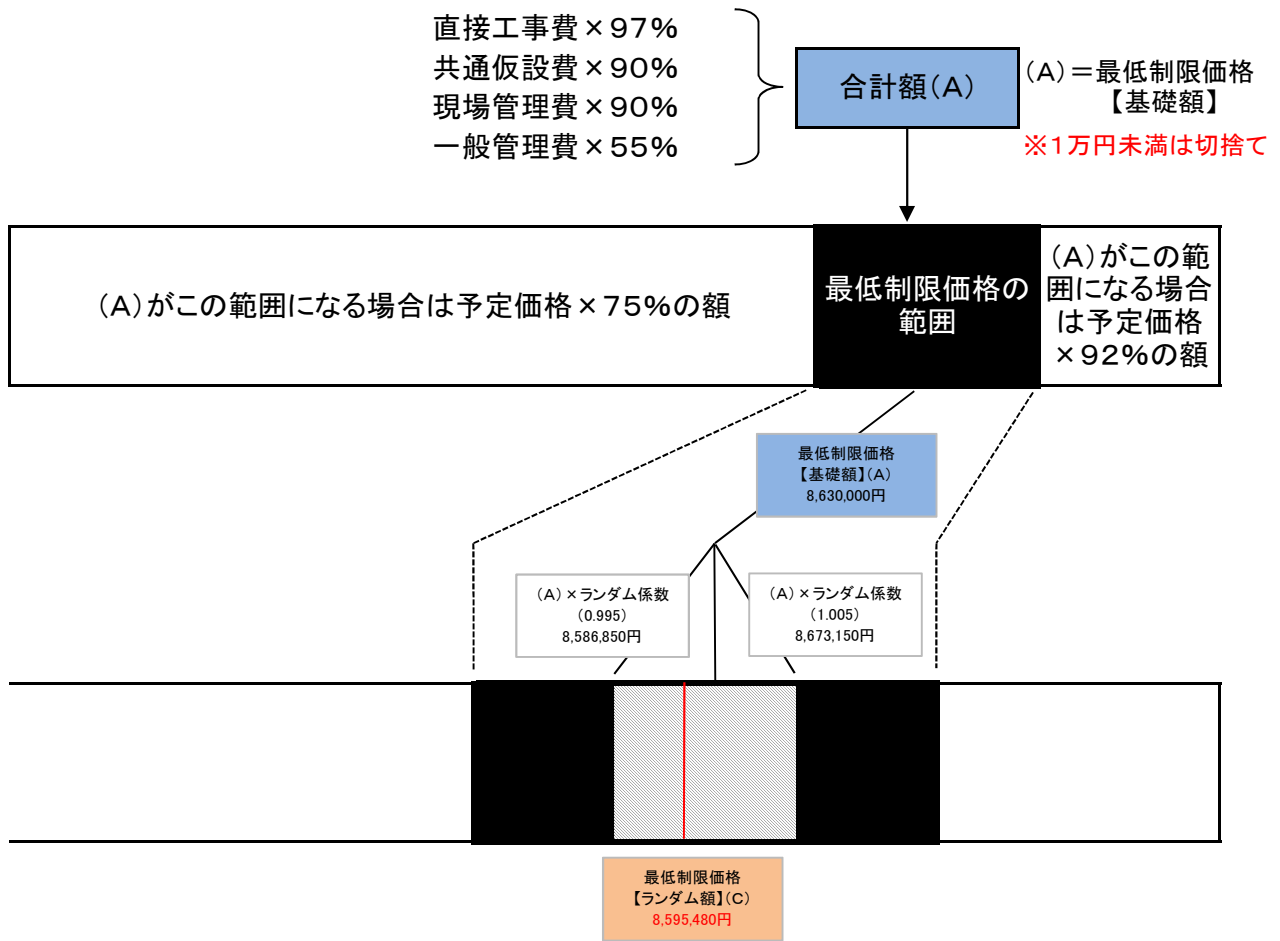


最低制限価格【ランダム額】の算定方法

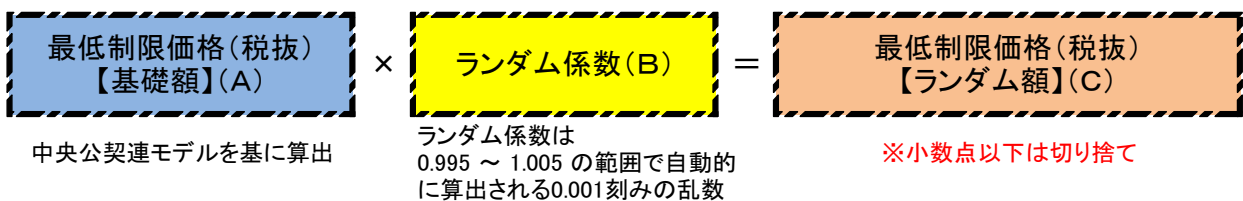


- 自動的に算出される乱数、ランダム係数(B)により、変動範囲内から最低制限価格【ランダム額】を決定する。
- ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。
- 最低制限価格【ランダム額】(C)が対象工事の最低制限価格の設定金額となる。

建設工事最低制限価格【ランダム額】の試算例 ①



最低制限価格【ランダム額】の算定方法

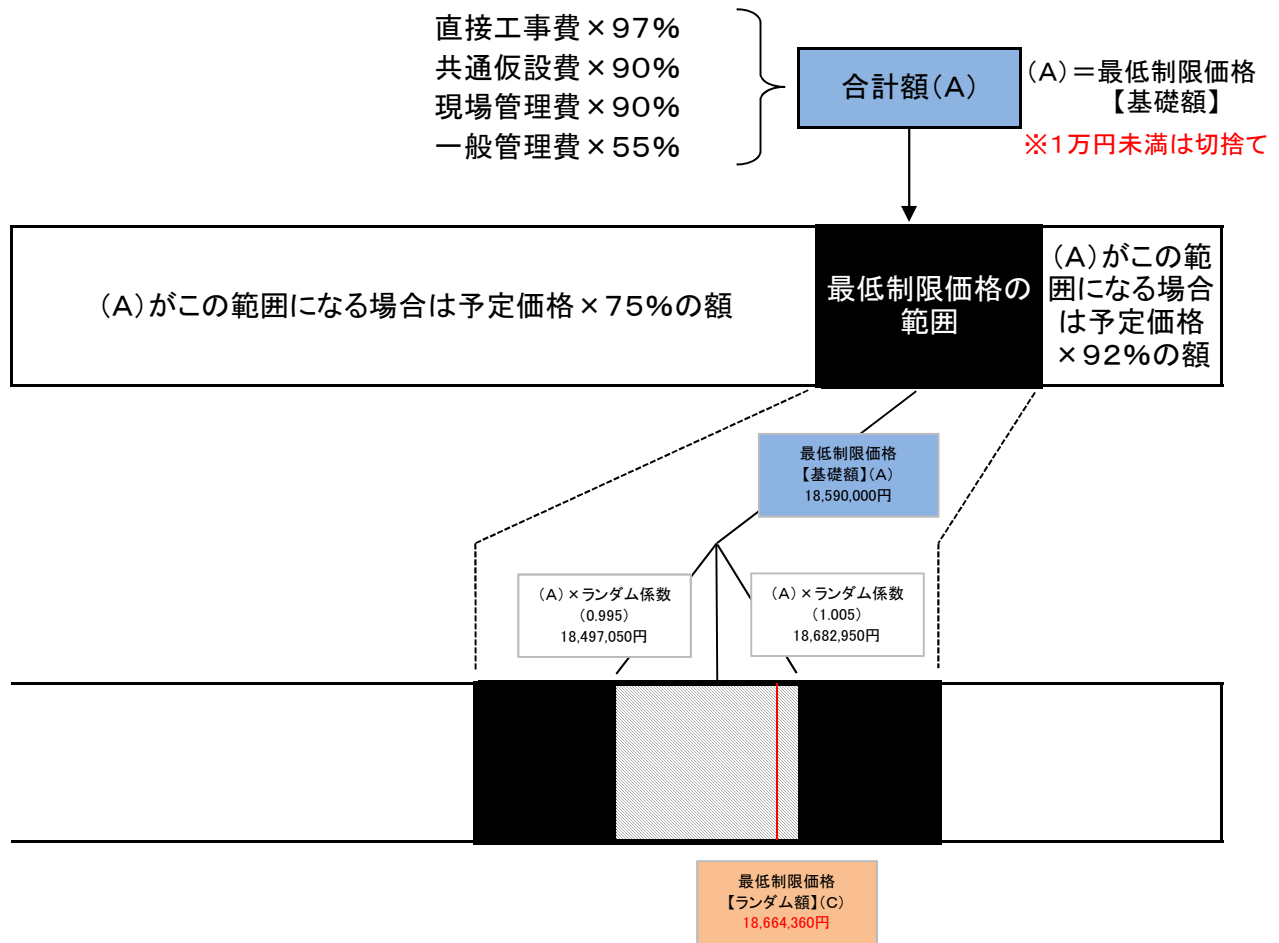


【試算例】

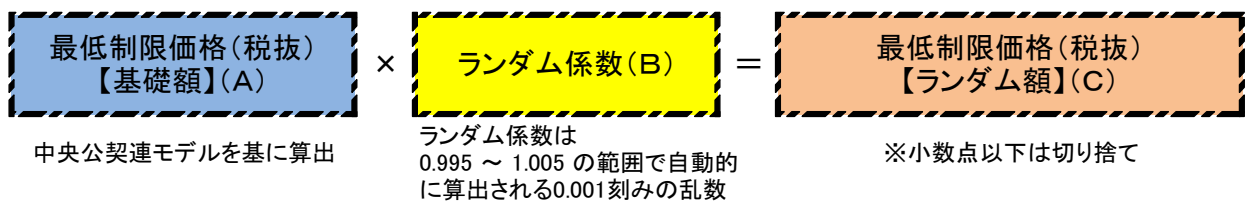
土木工事	金額
予定価格(設計額)	10,637,000
工事価格	9,670,000
最低制限価格【基礎額】(A)	8,630,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	8,673,150
最低制限価格(ランダム額・下限額) 0.995	8,586,850
ランダム係数 (B)	0.996
最低制限価格【ランダム額】 (C)	8,595,480

● ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。

建設工事最低制限価格【ランダム額】の試算例 ②



最低制限価格【ランダム額】の算定方法



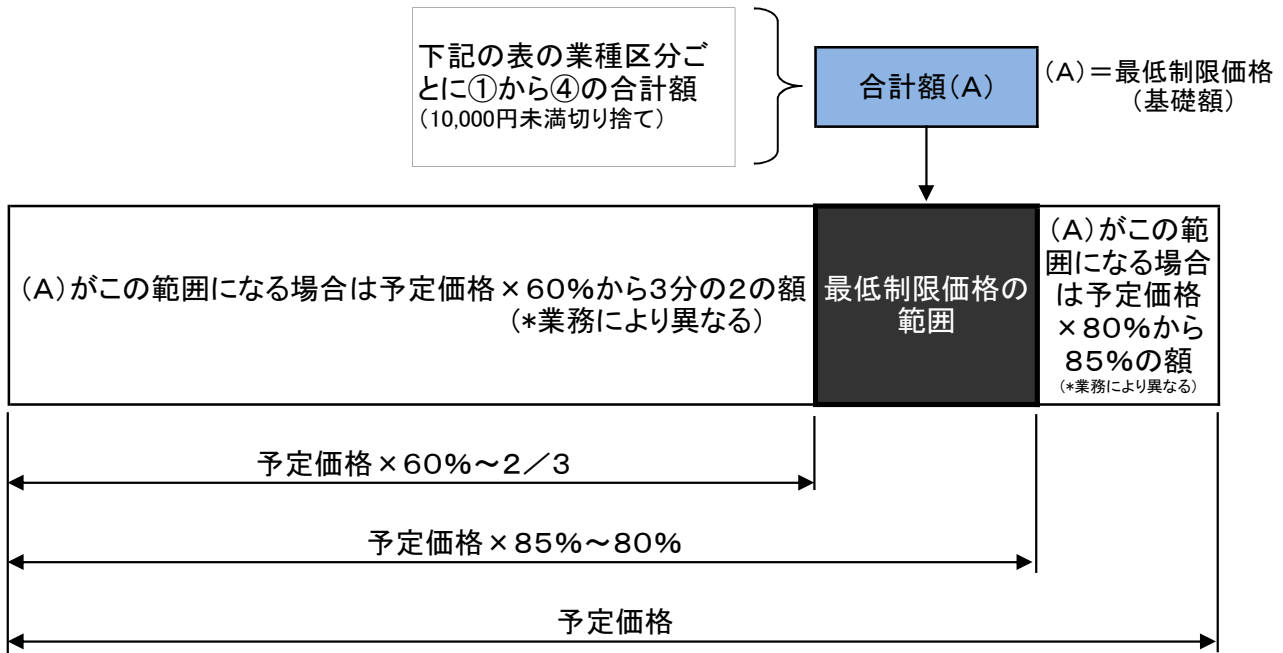
【試算例】

土木工事	金額
予定価格(設計額)	22,715,000
工事価格	20,650,000
最低制限価格【基礎額】(A)	18,590,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	18,682,950
最低制限価格(ランダム額・下限額) 0.995	18,497,050
ランダム係数 (B)	1.004
最低制限価格【ランダム額】(C)	18,664,360

● ランダム係数(B)は各工事の案件ごとに変動する。

測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格(基礎額)のイメージ

(令和3年3月まで)



*測量業務は、予定価格の60%~82%、建築関係コンサル、土木関係コンサル、補償関係コンサルは、予定価格の60%~80%、地質調査業務は、予定価格の2/3から85%の範囲で最低制限価格を設定する。

※予定価格及び最低制限価格は消費税相当額を除いたイメージである。

業種区分	①	②	③	④
(1)測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
(2)建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
(3)土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
(4)地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
(5)補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

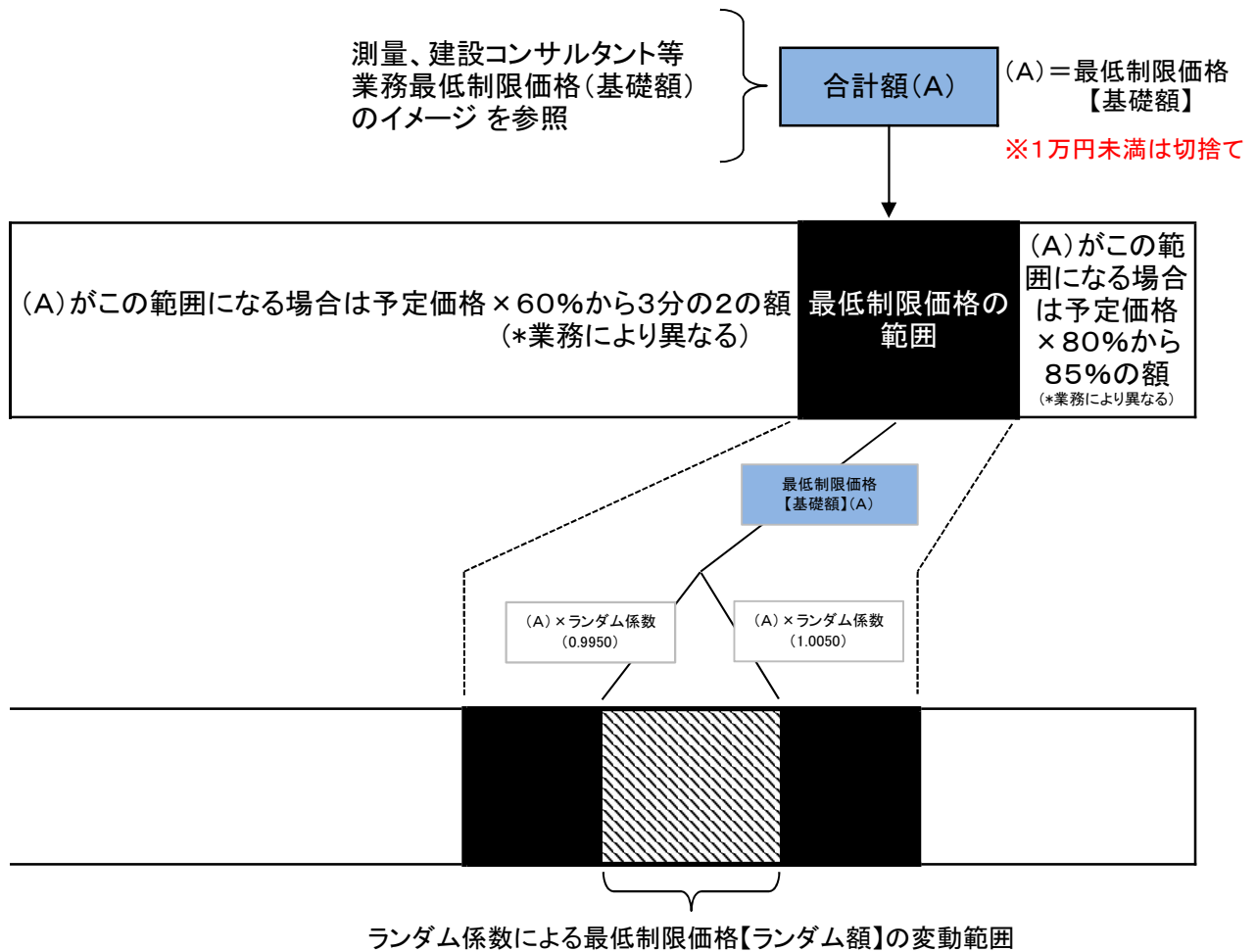
○上記(1)から(5)に該当しない業務は、積算体系が該当する業務に準じて算出した額とする。

○複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合は、個々の対象業務ごとに調査価格を算出し、それらの額の合計額を最低制限価格とする。

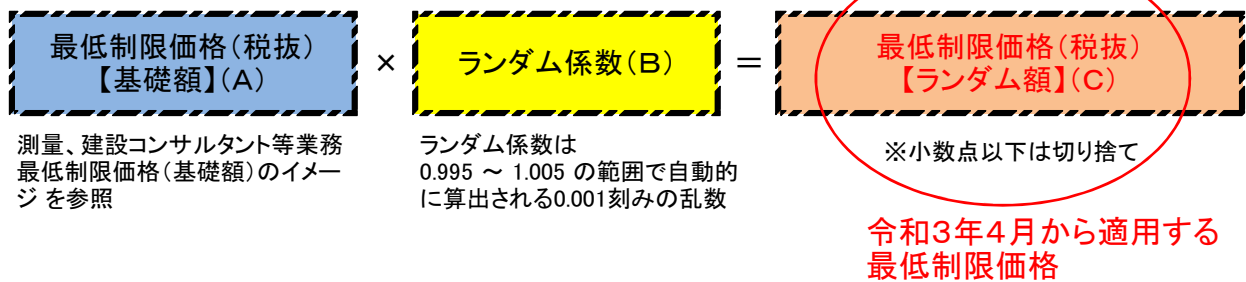
○特別なものについては、(1)については、10分の6から10分の8.2までの範囲内、(2)、(3)、(5)については、10分の6から10分の8までの範囲内、(4)については、3分の2から10分の8.5までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

※ 予定価格1,000万円超の案件に適用する。

測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格【ランダム額】のイメージ (令和3年4月より適用)

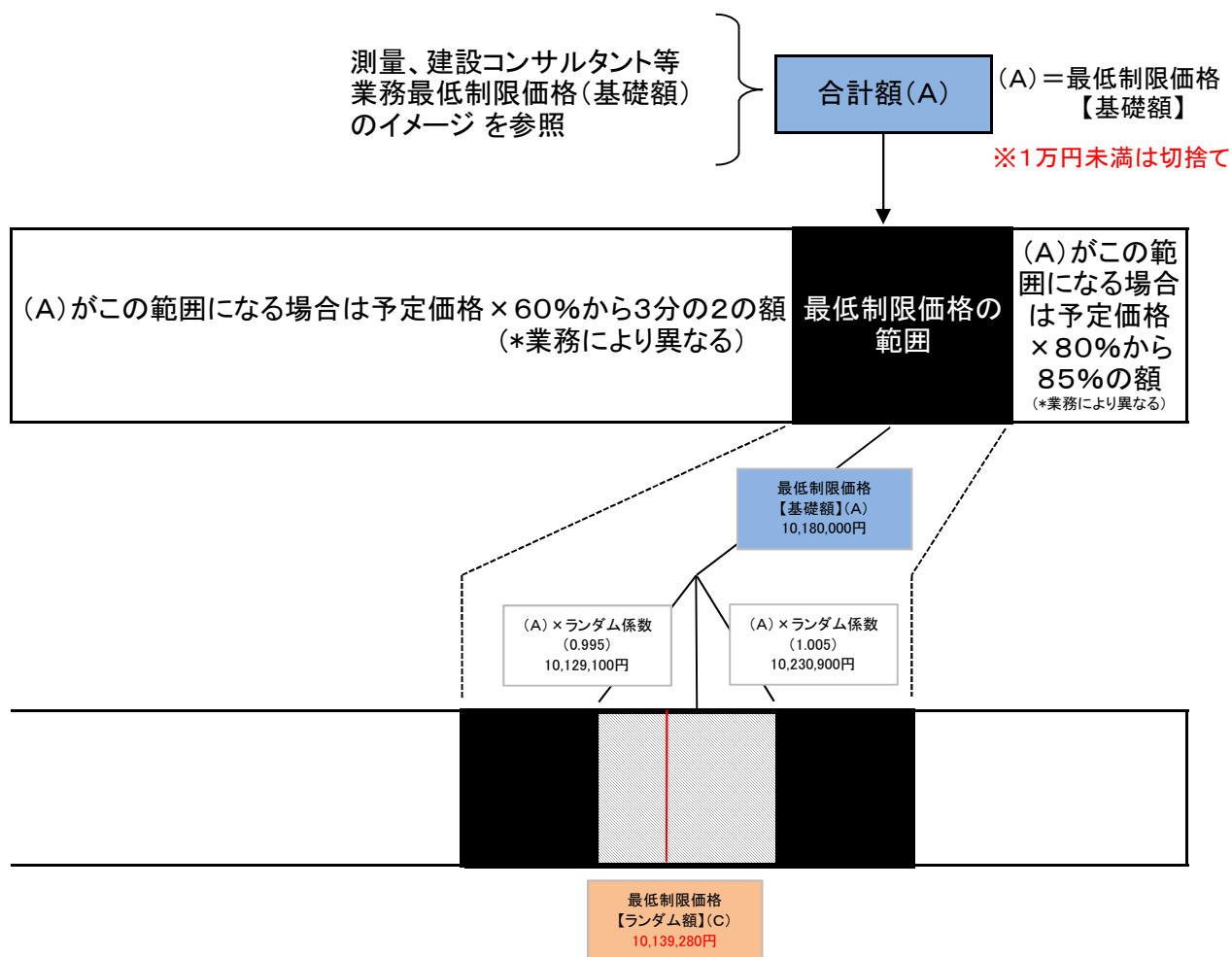


最低制限価格【ランダム額】の算定方法



- 自動的に算出される乱数、ランダム係数(B)により、変動範囲内から最低制限価格【ランダム額】を決定する。
- ランダム係数(B)は各業務委託の案件ごとに変動する。
- 最低制限価格【ランダム額】(C)が対象業務委託の案件の最低制限価格の設定金額となる。

測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格【ランダム額】の試算例 ①



最低制限価格【ランダム額】の算定方法

$$\text{最低制限価格(税抜)【基礎額】(A)} \times \text{ランダム係数(B)} = \text{最低制限価格(税抜)【ランダム額】(C)}$$

測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格(基礎額)のイメージを参照

ランダム係数は0.995 ~ 1.005の範囲で自動的に算出される0.001刻みの乱数

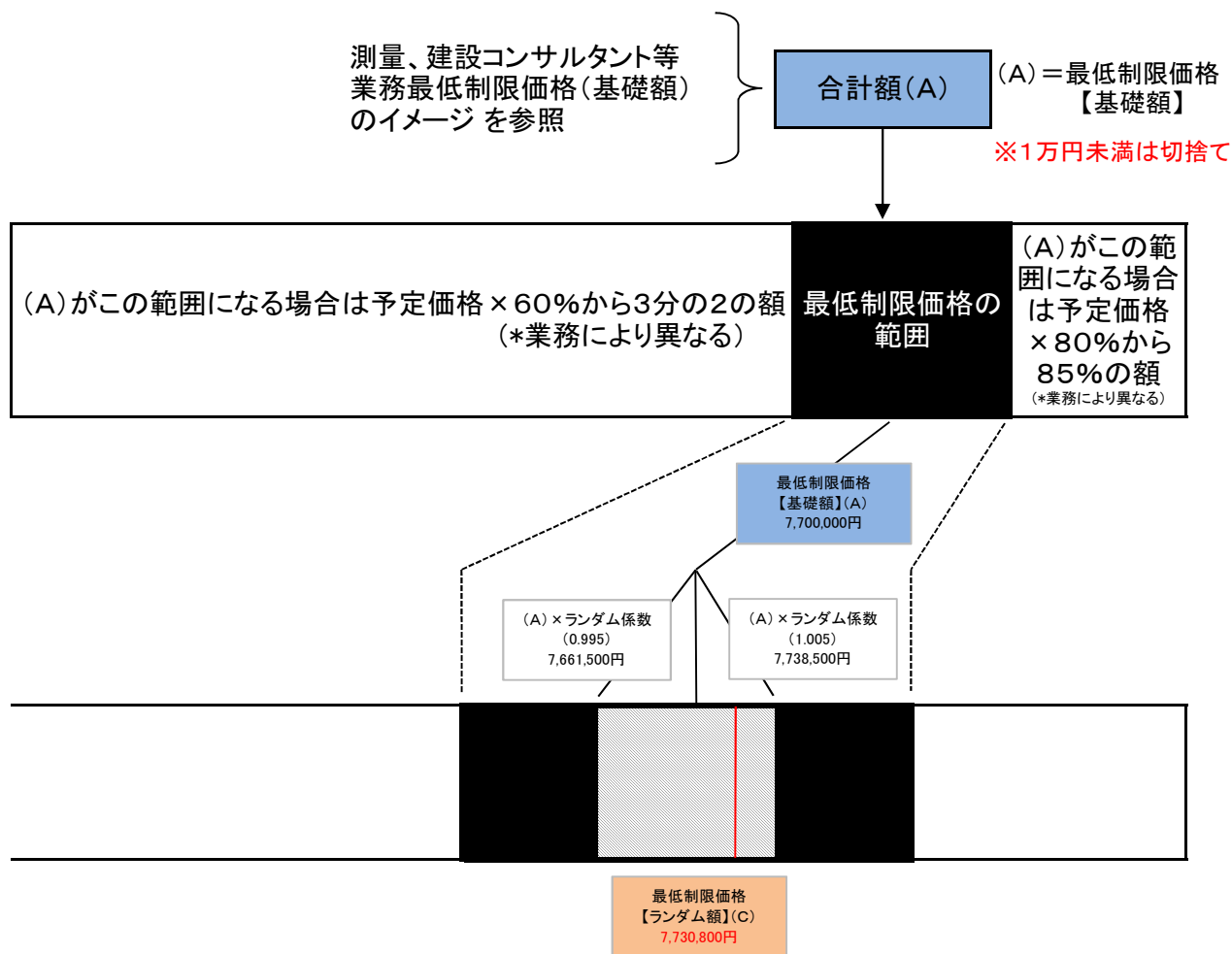
※小数点以下は切り捨て

【試算例】

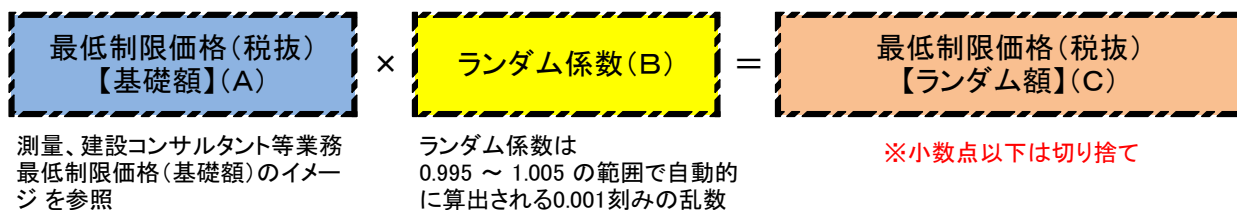
建築設計	金額
予定価格(設計額)	14,256,000
工事価格	12,960,000
最低制限価格【基礎額】(A)	10,180,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	10,230,900
最低制限価格(ランダム額・下限額) 0.995	10,129,100
ランダム係数(B)	0.996
最低制限価格【ランダム額】(C)	10,139,280

● ランダム係数(B)は各業務委託の案件ごとに変動する。

測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格【ランダム額】の試算例 ②



最低制限価格【ランダム額】の算定方法



【試算例】

建築設計	金額
予定価格(設計額)	10,714,000
工事価格	9,740,000
最低制限価格【基礎額】(A)	7,700,000
最低制限価格(ランダム額・上限額) 1.005	7,738,500
最低制限価格(ランダム額・下限額) 0.995	7,661,500
ランダム係数(B)	1.004
最低制限価格【ランダム額】(C)	7,730,800

● ランダム係数(B)は各業務委託の案件ごとに変動する。

談合情報対応マニュアル

沼 田 市

令和3年4月

談合情報対応マニュアル 目次

第1	通則	
1	目的	1
2	定義	1
第2	談合等に係る情報の把握及び初期対応等	
1	談合等に係る情報の把握	2
2	報告	2
3	談合等に係る情報を得た場合の初期対応	2
第3	公正取引委員会への報告	3
第4	調査委員会による審議等	
1	談合情報について調査に値するか否かの判断	3
2	官製談合情報について調査に値するか否かの判断	3
3	調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項	3
第5	調査に値すると判断した場合の取扱いについて	
1	調査委員会及び発注機関の対応	4
2	事情聴取及び工事費内訳書のヒアリング等の実施方法	4
3	職員に対する調査の実施	5
第6	調査に値しないと判断した場合の取扱いについて	5
第7	調査後の対応について	
1	談合等の事実があったと認められる場合の対応	6
2	談合等の事実があったと認められない場合の対応	6
第8	入札中止、入札の無効、契約の解除後の対応について	7
第9	守秘義務	7
第10	その他	
1	入札監視委員会への報告	7
2	談合等に係る情報管理の徹底に	7
3	報道機関等との対応における留意事項	7
4	談合対応マニュアルの適用範囲	7
附則		8

談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 目的

このマニュアルは、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）について、談合又は官製談合（以下「談合等」という。）に係る情報の提供があった場合の対応、入札調査委員会及び入札監視委員会への報告、また入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

(2) 官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

(3) 入札調査委員会

沼田市入札調査委員会設置規程（令和3年訓令甲第8号）の規定に基づき設置される委員会をいう。

(4) 入札監視委員会

沼田市入札監視委員会設置要綱（令和3年訓令甲第5号）の規定に基づき設置される委員会をいう。

(5) 職員

沼田市に所属する職員をいう。

(6) 発注機関

工事等の入札事務を執行する契約検査課及び発注担当課をいう。

第2 談合等に係る情報の把握及び初期対応等

1 談合等に係る情報の把握

職員は、談合等に係る情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努める。

- (1) 情報提供者の氏名、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請する。
- (2) 報道機関の報道又は通報により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明らかにするよう要請する。

2 報告

- (1) 談合等に係る情報に接した職員は、直ちに契約検査課を経由し、総務部長へ報告する。総務部長への報告は、別記様式第2号を速やかに作成し、提出する。
なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意するとともに、契約検査課を経由せずに直接、総務部長に別記様式第3号を作成し、報告することができる。
- (2) 談合等に係る情報を受けた総務部長は、当該情報を精査した上で沼田市入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集し、報告する。

3 談合等に係る情報を得た場合の初期対応

談合等に係る情報を得た場合において、調査委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、当面の措置として以下のとおり対応する。

- (1) 落札者決定前に談合等に係る情報を得た場合
入札の執行を保留する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前に談合等に係る情報を得た場合
契約締結を保留する。
(沼田市契約規則第26条第2項規定により通常は7日以内に契約締結)
- (3) 契約締結後に談合等に係る情報を得た場合
工事等の進捗状況を速やかに把握するとともに、工事等を中断する。

第3 公正取引委員会への報告

総務部長は、調査委員会が「調査に値する」と判断した談合等に係る情報については、別記様式第1号に必要書類を添えて、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ報告する。

第4 調査委員会による審議等

1 談合情報について調査に値するか否かの判断

調査委員会は、総務部長から報告を受けた場合、次に掲げる基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

(1) 情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかである。

ア 対象工事名

イ 落札予定業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者名でも可）

(2) 情報提供者の氏名は明らかではないが、職員と継続して連絡を取ることが可能であり、かつ、上記（1）のア、イの情報のほか、下記に示す情報のいずれかが含まれている。

ア 談合に関与した業者名

イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ 落札予定金額

エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報を得ていること

(3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

(4) その他談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

調査委員会は、総務部長から報告を受けた場合、次に示す情報のいずれかが含まれているか否かにより、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

ア 入札参加業者の情報漏洩、データ閲覧形跡

イ 予定価格及び最低制限価格の情報漏洩、データ閲覧形跡

ウ 情報提供者及び報道機関から情報漏洩の可能性について指摘

エ 入札参加業者と連絡を取り合うなど疑わしい行為

3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

談合等に係る情報が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱う。

第5 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

1 調査委員会及び発注機関の対応

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値する」と判断した場合、次のとおり対応する。

(1) 落札者決定前

ア 発注機関は、当該入札の執行を保留する。

イ 発注機関は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下「入札参加者等」という。）に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

(2) 落札者決定後・契約締結前

ア 発注機関は、契約締結を保留する（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

(3) 契約締結後

ア 発注機関は、工事等の進捗状況等の把握を速やかに行い（第2の3の初期対応の継続を含む。）、工事等を中止する。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、工事内訳書のチェック及びヒヤリングを行う。

2 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

発注機関による入札参加者等に対する事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等は、次に掲げる事項に留意して実施する。

(1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、総務部長が指名した複数の職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ面談室等に呼び出し、別記様式第4号に署名した上で、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 聴取結果については、別記様式第5号により、事情聴取書を作成し、総務部長を経由して調査委員会に報告する。

(2) 工事費内訳書の内容の聞き取り及びチェック

ア 上記(1)のア、イと同様に実施する。

イ 工事費内訳書のチェックは、入札参加者等から提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 工事費内訳書の内容の聞き取りを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 工事費内訳書の内容の聞き取りは、別記様式第4号に署名した上で、工事費内訳書における積算に係る考え方等について確認する。

オ 工事費内訳書の内容の聞き取り結果については、別記様式第6号により、工事費内訳書聴取書を作成し、総務部長を経由して調査委員会に報告する。

3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、総務部長または総務部長が指名した職員が、別記様式第7号に署名した上で事情聴取を実施する。また、聴取が困難な場合には、公正取引委員会等の調査に協力する。

(2) 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察の捜査に支障がないよう配慮する。

第6 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値しない」と判断した場合、発注機関は次のとおり対応する。

(1) 落札者決定前

落札者を決定し、契約を締結する。

(2) 落札者決定後・契約締結前

契約を締結する。

(3) 契約締結後

契約を継続する。

第7 調査後の対応について

1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 入札参加者等に対する事情聴取等の結果、調査委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札者決定前の場合には、入札執行を中止する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前の場合には、発注機関は入札を無効とし、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結後の場合には、発注機関は工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断する。
- (4) 関与職員への対応については、調査結果をもとに行政処分審査委員会で処分の可否を決定する。なお、上記(1)～(4)については、参考資料を添えて公正取引委員会等へ総務部長が通報する。

2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

- (1) 落札者決定前
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付し、入札を執行する。
- (2) 落札者決定後・契約締結前
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付し、落札者と契約を締結する。
- (3) 契約締結後
発注機関は、入札執行に係る警告書(別紙1)を交付する。
なお、上記(1)～(3)については、参考資料を添えて公正取引委員会へ送付する。

第8 入札中止、入札無効、契約解除後の対応について

入札中止、入札無効による落札決定の取消し、契約解除をした場合、再度入札を執行する場合には、調査委員会と調整を行った上、以下のとおり行う。

- (1) 一般競争入札の場合は、設計内容を見直し、入札参加資格要件等を再検討の上、実施する。
- (2) 指名競争入札の場合は、指名業者を総入れ替えし、実施する。

第9 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

第10 その他

1 入札監視委員会への報告等

談合等に係る情報の提供があり、調査委員会を開催した場合は、審議した内容の写しを添付し、総務部長が入札監視委員長へ報告する。入札監視委員長は沼田市入札監視委員会設置要綱に基づき委員会を開催し、意見の具申を行う。

2 談合等に係る情報管理の徹底

談合等に係る情報は、必要最少限の職員のみが取扱うこととし、総務部長への報告書及び関係書類（以下「報告書等」という。）については、秘匿性の高い情報が含まれているため、不必要な回議を行わないなど留意する。

また、報告書等を取扱う職員は、報告書等の作成、決裁、保存の各段階において適切に管理する。

3 報道機関等との対応における留意事項

(1) 談合等に係る情報を把握した以降において、報道機関又は情報提供者から市としての対応等について説明を求められた場合には、原則として総務部長が対応する。

(2) 談合等に係る情報については、公正取引委員会の調査や警察等の捜査の妨げにならないよう、情報公表については留意するとともに、報道機関（当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。）又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び警察へ通報している旨を明らかにする。

4 談合対応マニュアルの適用範囲

本マニュアルの規定は、市で発注及び契約する全ての工事等（物品役務を含む。）の入札談合に係る対応について準用する。

- 様式第 1 号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について
- 様式第 2 号 談合情報報告書
- 様式第 3 号 官製談合情報報告書
- 様式第 4 号 誓約書 (※業者用)
- 様式第 5 号 事情聴取書
- 様式第 6 号 工事費内訳書聴取書
- 様式第 7 号 誓約書 (※職員用)
-
- 別紙 1 入札執行に係る警告書

様式第1号

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課長 様

沼田市長
(担当 総務部契約検査課)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 官製談合情報報告書（写し）
- 3 事情聴取書（写し）
- 4 誓約書（写し）
- 5 工事内訳書（写し）
- 6 入札書、入札調書（写し） ※電子入札情報等
- 7 入札に関する報告（入札中止・入札無効・契約解除）
- 8 法第10条に該当すると疑うに足る資料（写し）
- 9 その他関連資料

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	
対象工事等	
発注担当課	
入札（予定）日	
情報提供者 （通報者）	
情報入手方法	
情報の内容	
受 付 （所属・氏名）	

注）情報が書面等の場合は写しを添付のこと。また参考資料等がある場合は添付のこと。

官製談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	
対象工事等	
発注担当課	
入札（予定）日	
情報提供者 （通報者）	
情報入手方法	
談合の疑いがある職員 （所属・氏名）	
談合の疑いがある根拠	
受 付 （所属・氏名）	

注）情報が書面等の場合は写しを添付のこと。また参考資料等がある場合は添付のこと。

年 月 日

沼田市長 様

住 所
称号又は名称
代 表 者
(代理人氏名)

誓 約 書

このたび、下記の工事等（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該工事等（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効（契約を解除）にされても、異議は申し立てないことを合わせて誓約いたします。なお、この誓約書が公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

- 1 工事等の名称
- 2 工事等の場所

注1) 特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体の代表者とする事。
注2) 本文中、「入札を無効（契約を解除）」は、いずれか一方を削除すること。

事情聴取書

対 象 工 事 等
会 社 名
被事情聴取者 職・氏名
事情聴取の日時
事情聴取の場所

質問事項 (参考例)	聴取内容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定しているとの情報がありましたが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社と何らかの打ち合わせ又は話し合いをしたことがありますか。	
3 打ち合わせをした場合、どのような内容、又は話し合いをしましたか。	
4 その他	
5 事情聴取者 (所属・氏名)	

工事費内訳書聴取書

対 象 工 事 等
会 社 名
被事情聴取者 職・氏名
事 情 聴 取 の 日 時
事 情 聴 取 の 場 所

質問事項 (参考例)	聴 取 内 容
1 内訳書の内容および金額が他社と類似していますが、積算する際に他社と情報共有した事実がありますか。	
2 積算する際、使用している積算ソフトのメーカー、導入年月日、導入金額、リース契約であれば契約期間。	
3 積算ソフト以外に使用している参考図書がありますか。	
4 落札した際、下請業者は既に決まっていますか。	
5 その他	
6 事情聴取者 (所属・氏名)	

年 月 日

沼田市長 様

所 属
職・氏名

誓約書

このたび、下記の工事等（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該工事等（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、この誓約書が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

記

- 1 工事等の名称
- 2 工事等の場所

年 月 日

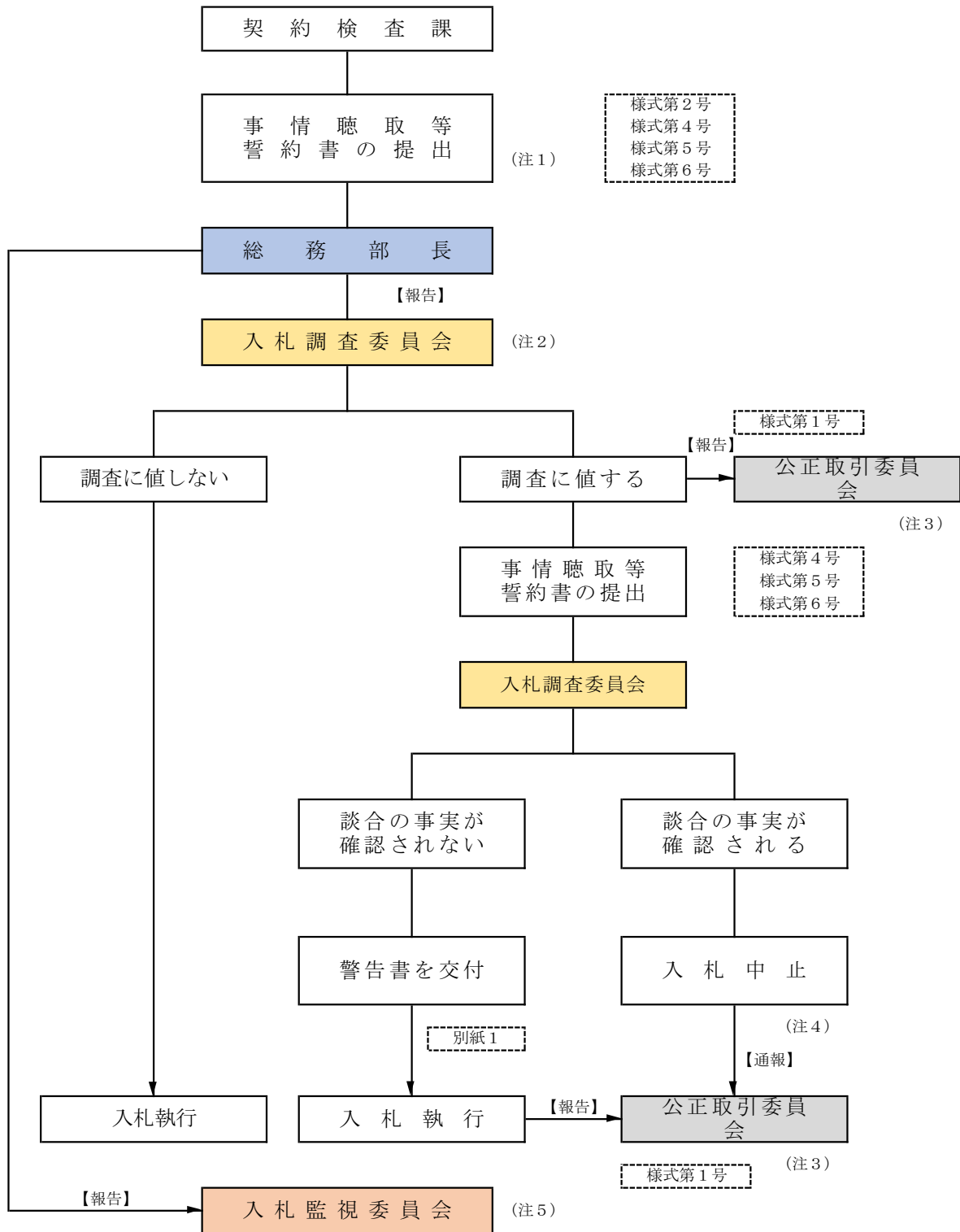
沼田市長
(担当 総務部契約検査課)

入札執行に係る警告書

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、沼田市財務規則、沼田市建設工事等入札執行事務取扱処理基準、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定を遵守し、厳正に入札にすること。
2. 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、沼田市財務規則の規定により、入札は無効とする。
3. 以上のとおり警告する。

談合情報対応フロー図①

(疑わしい入札が連続した場合・内訳書が他者と類似している場合)



注1 談合情報を把握した場合、入札時における最低制限価格と同額あるいは2万円以内の近似価格に2回連続した同業者がいる場合は、入札を保留し調査を実施する。
事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注2 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

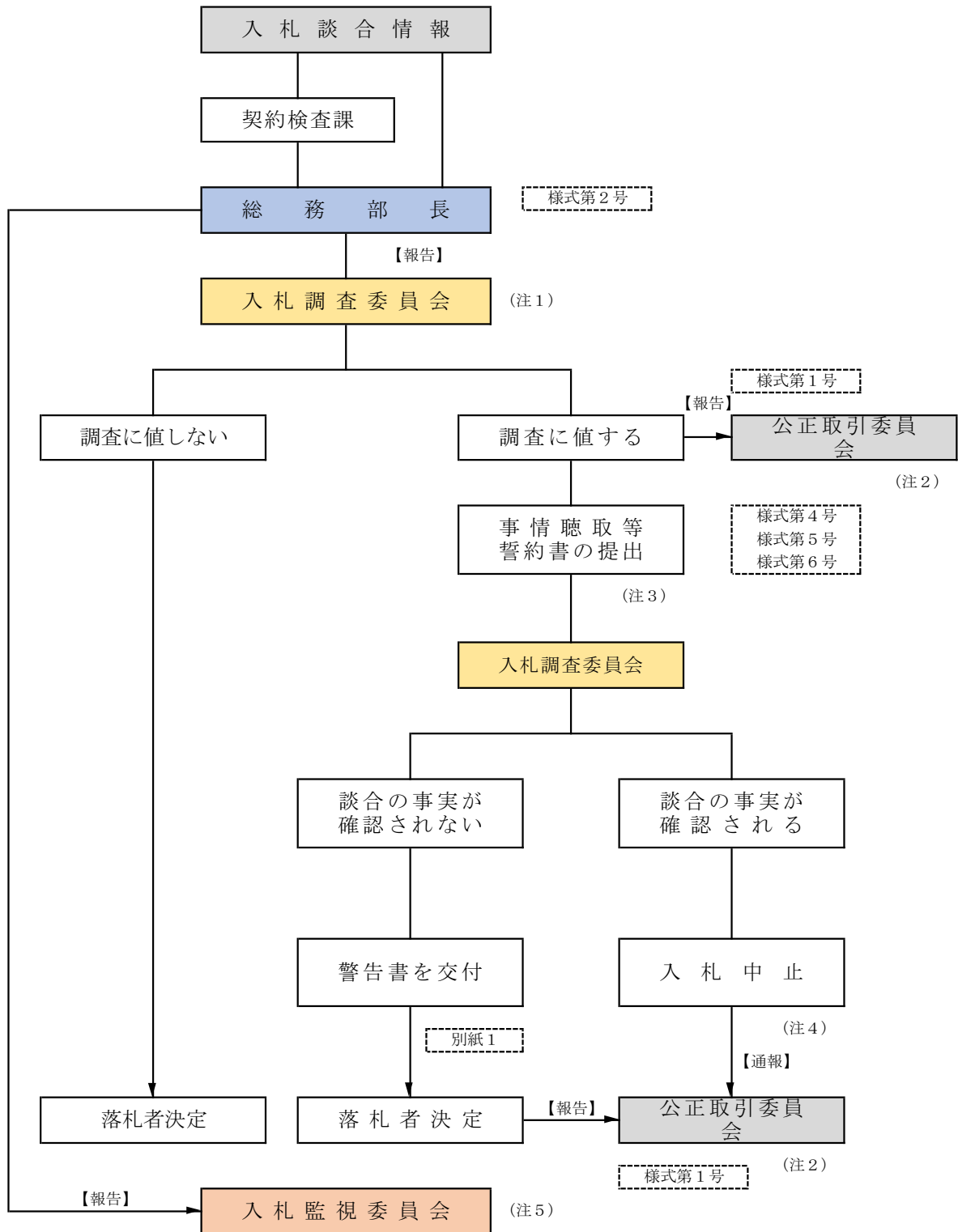
注3 公正取引委員会への報告及び通報は、原則として総務部長が行う。

注4 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で入札参加資格要件を再検討の上、実施する。

注5 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。

談合情報対応フロー図②

(談合等の情報を把握したとき)



注1 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

注2 公正取引委員会への報告及び通報は、原則として総務部長が行う。

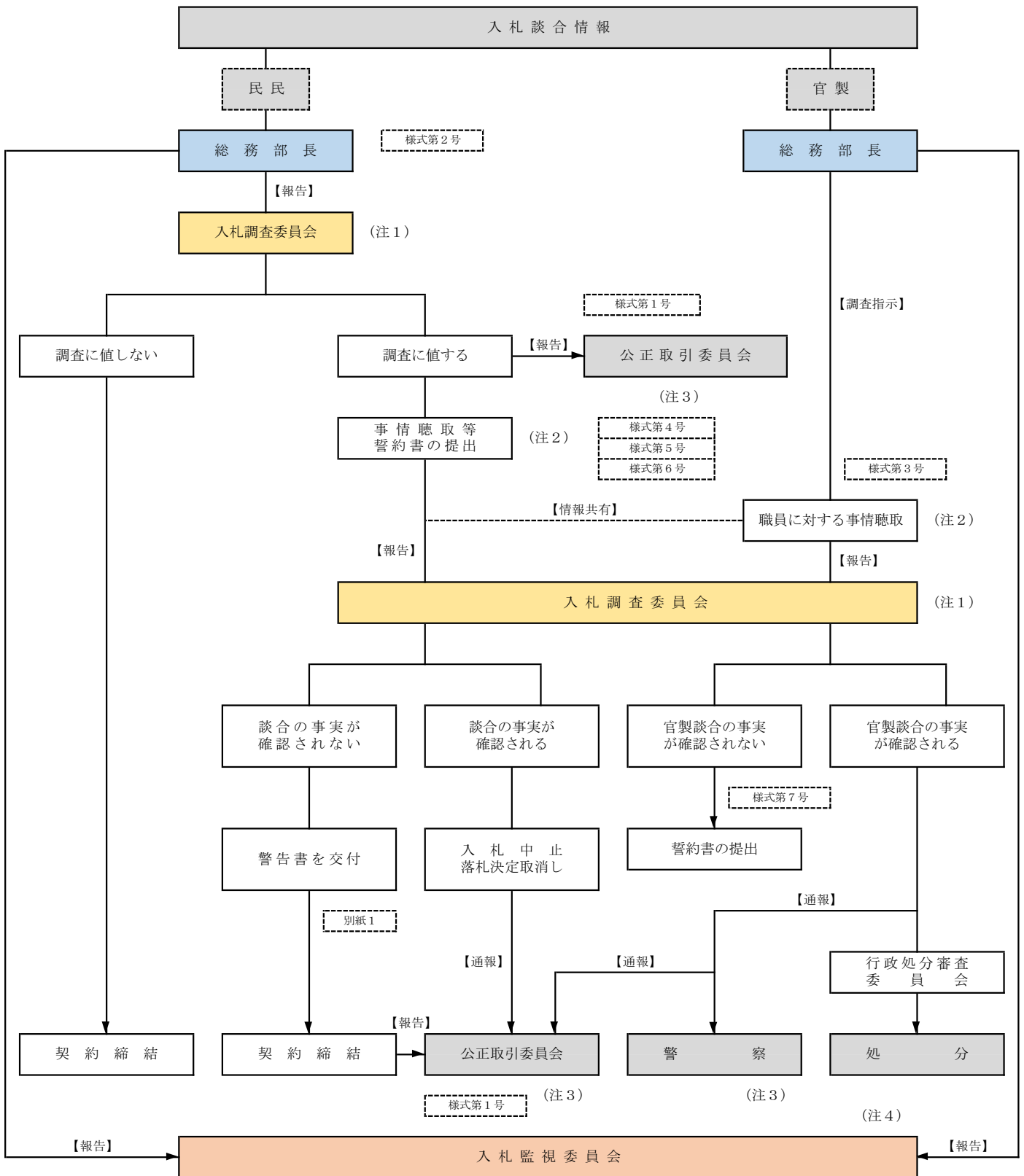
注3 事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注4 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で入札参加資格要件を再検討の上、実施する。

注5 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。

官製談合情報対応フロー図③

(談合等の情報を把握したとき)



注1 入札調査委員会への報告は、原則として総務部長が行う。

注2 入札参加業者および職員に対する聴取は、総務部長または総務部長から指名された職員が実施する。事情聴取等は可能範囲で実施し、調書を作成し総務部長に報告する。

注3 公正取引委員会、警察への報告及び通報は、総務部長が行う。

注4 入札監視委員長への報告は、入札調査委員会での審議内容の写しを添付し、原則として総務部長が行う。

(設置)

第1条 沼田市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、調査・測量・コンサルタント等の業務委託、物品の購入及び製造並びに役務の提供（以下これらを「工事等」という。）の入札及び契約手続における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、沼田市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況の報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項の審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約に係る契約の相手方の選定の理由及び経緯
- (3) 前2号の事務に関し、報告の内容、審議した入札及び契約手続に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、建議すること。
- (4) その他市長の諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事務の遂行に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第2条第1号及び第2号に規定する事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年2回開催するものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、非公開とし、会議の議事概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員長は、第2条第2号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「指定委員」という。）に委任することができる。

2 指定委員は、定例会議において、抽出結果の報告を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利害関係者の排除)

第8条 委員会は、調査審議の対象となる事案の関係者と特別の利害関係を有し、又はその他当該調査審議の中立性を損なうおそれのある委員については、当該調査審議に加えないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沼田市入札監視委員会設置要綱（令和 3 年訓令甲第 5 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、沼田市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定例会議の対象となる工事等)

第 2 条 要綱第 5 条第 4 項に規定する定例会議の審議対象工事（以下「対象工事等」という。）は、本市が発注する次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が 130 万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が 50 万円を超える測量、コンサルタント業務
- (3) 予定価格が 80 万円を超える物品の購入及び製造並びに役務の提供

2 その他、委員長が特に必要と認めたもの。

(定例会議に係る会議資料の作成)

第 3 条 契約検査課長は、要綱第 2 条第 1 号の報告を行うため、入札及び契約手続の運用状況等に関する資料を作成するものとする。

2 契約検査課長は、要綱第 2 条第 2 号の審議を行う工事等の抽出に関し、審議対象とする期間内に発注した対象工事等について、入札方式別発注工事等総括表（別記様式第 1 号）及び入札方式別発注工事等一覧表（別記様式第 2 号）を作成するものとする。

3 契約検査課長は、次条の規定により抽出された対象工事等に係る抽出事案説明書（別記様式第 3 号）を作成するものとする。

(定例会議の審議対象となる事案の抽出)

第 4 条 要綱第 2 条第 2 号の審議を行う工事等の抽出は、前条第 2 項の規定により作成された入札方式別発注工事一覧表の中から、入札方式の別を考慮して無作為に抽出を行うものとする。

(定例会議への報告及び説明)

第 5 条 契約検査課長は、第 3 条第 1 項の規定により作成した資料を委員会に提出し、入札及び契約手続きの運用状況等について報告するものとする。

2 契約検査課長は、要綱第 2 条第 2 号の審議に関し、第 3 条第 3 項の規定により作成した抽出事案説明書を委員会に提出し、説明を行うものとする。

(定例会議の審議概要の作成)

第6条 契約検査課長は、定例会議の終了後、速やかに沼田市入札監視委員会定例会議審議概要（別記様式第4号）を作成するものとする。

(臨時の会議)

第7条 要綱第2条第1項第4号に基づく市長からの諮問があった場合若しくは談合又は談合の疑いがある場合は、委員長は、定例会議のほかに臨時の委員会を招集し、調査審議を行うものとする。

(会議の特例)

第8条 緊急やむをえない事情等により、委員会が開催できない場合、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(公表)

第9条 契約検査課長は、委員会に関し、次に掲げる事項を公表し、公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 委員の氏名及び職業
- (2) 沼田市入札監視委員会定例会議審議概要
- (3) 要綱第2条第1項第3号に基づく定例会議に係る意見書

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

入札方式別発注工事等総括表

年度 半期（期間 年 月 日から 年 月 日）

入札方式	種別	件数	契約金額（円） （税込み）	備考
1 条件付き一般競争入札	工事			
	業務委託			
	物品・役務			
2 指名競争入札	工事			
	業務委託			
	物品・役務			
3 随意契約	工事			
	業務委託			
	物品・役務			
合計	工事			
	業務委託			
	物品・役務			

別記様式第3号（その1：条件付き一般競争入札用）（第3条関係）

抽出事案説明書

議案番号		契約番号	
入札方式	条件付き一般競争入札	発注担当課	
工種・業種		発注担当者	
工事・業務名			
工事・履行場所			
予定価格（税抜き） （税込み）		設計金額（税抜き） （税込み）	
契約金額（税抜き） （税込み）		落札率 （契約金額／予定価格）	%
当初契約日	年 月 日		
低入札価格調査基準価格（税抜き） （税込み）			
失格基準価格（税抜き） （税込み）			
最低制限価格（税抜き） （税込み）			
工期・履行期間			
工事・業務概要			
受注者名			
入札参加資格			
入札参加資格設定の経緯及び理由			
入札参加資格確認申請業者数	うち有資格者数	者	うち無資格者数 者
無資格とした理由			
入札の経緯及び結果			
変更契約日			
変更請負額			
変更理由			
備考			

注 入札公告、入札参加資格申請者の名簿（資格確認結果を付したもの）及び入札執行調書の写しを添付すること。

別記様式第3号（その2：指名競争入札用）（第3条関係）

抽出事案説明書

議案番号		契約番号	
入札方式	指名競争入札	発注担当課	
工種・業種		発注担当者	
工事・業務名			
工事・履行場所			
予定価格（税抜き） （税込み）		設計金額（税抜き） （税込み）	
契約金額（税抜き） （税込み）		落札率 （契約金額／予定価格）	%
当初契約日	年 月 日		
最低制限価格（税抜き） （税込み）			
工期・履行期間			
工事・業務概要			
受注者名			
指名業者数			
指名業者選定の考え方			
入札の経緯及び結果			
変更契約日			
変更請負額			
変更理由			
備考			

注 指名業者選定調書及び入札執行調書の写しを添付すること。

別記様式第3号（その3：随意契約用）（第3条関係）

抽出事案説明書

議案番号		契約番号	
入札方式	随意契約	発注担当課	
工種・業種		発注担当者	
工事・業務名			
工事・履行場所			
予定価格（税抜き） （税込み）		設計金額（税抜き） （税込み）	
契約金額（税抜き） （税込み）		落札率 （契約金額／予定価格）	%
当初契約日	年 月 日		
最低制限価格（税抜き） （税込み）			
工期・履行期間			
工事・業務概要			
受注者名		業者等級	
随意契約の理由			
業者選定の考え方			
入札の経緯及び結果			
変更契約日			
変更請負額			
変更理由			
備考			

注 随意契約理由書及び見積合わせ執行調書の写しを添付すること。

別記様式第4号（第7条関係）

年度 第 回

沼田市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日		
開催場所		
出席委員		
審議対象期間		
抽出案件	件数	(備考)
条件付き一般競争入札		
指名競争入札		
随意契約		
合計		
委員からの 意見・質問、それ に対する回答	意見・質問	回答
委員会による 意見具申の内容		

沼田市入札調査委員会設置規程

(設置)

第1条 沼田市が発注する建設工事並びに調査、測量、建設コンサルタント等の業務委託並びに物品の購入及び製造並びに役務の提供（以下これらを「工事等」という。）の入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）について調査審議するため、沼田市入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者とする。

3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員は、経済部長、都市建設部長、契約検査課長、農林課長、建設課長、建築住宅課長、都市計画課長及び上下水道課長の職にある者とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、談合情報があった場合に、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、談合情報に係る工事等の担当の部長及び課長を会議に出席させ、当該談合情報について説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。